

第七十八回国会 法務委員会 議 録 第 三 号

昭和五十一年十月二十六日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 中山 利生君

理事 吉田 法晴君

理事 大久保武雄君

理事 葉梨 信行君

理事 宮澤 喜一君

理事 綿貫 民輔君

理事 山本 幸一君

理事 沖本 泰幸君

理事 折小野良一君

出席國務大臣

法務 大臣 稻葉 修君

出席府政委員

法務 大臣 官房長 藤島 昭君

法務 大臣 官房長 賀集 唱君

法務 大臣 官房長 賀集 唱君

法務 大臣 官房長 賀集 唱君

委員外の出席者

法務省 刑事局 公 安課長 石山 陽君

最高裁判所 事務 局長 寺田 治郎君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

最高裁判所 事務 局長 勝見 嘉美君

松浦周太郎君 綿貫 民輔君
佐々木良作君 折小野良一君

同日

辞任

葉梨 信行君

綿貫 民輔君

折小野良一君

佐々木良作君

補欠選任

小坂徳三郎君

松浦周太郎君

佐々木良作君

十月二十五日

犯罪被害補償法の制定に関する請願(小沢辰男君紹介)(第七四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○大竹委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所寺田事務局長、勝見人事局長、岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

両案に対し、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 この前の委員会に、裁判官の姿勢といいますが、裁判に対する信頼を失わしめたという問題で、例の京都の鬼頭判事補ですか、このことについて質問したわけですが、これに関連して、最高裁判所から事情聴取をしたということが伝えられておるわけなんです。そのことに関連して、これは非常に重要な問題ですからお尋ねをしたい、こう思うのです。

そこで、差し支えない範囲でということではなくて、差し支える範囲もひとつ遠慮なく答えてほしいと思うのです。これはやはり明らかにした方がいい、こう思うのです。

そこで、まずお聞きをいたしたい第一点は、この録音テープというふうなものを読売新聞社に持ち込んだ、こういうふうなことが言われているわけですね。それは御本人の方から持ち込んで、どこでどういうふうにしてそのテープというものを聞かせたのか、そこいら辺のところからひとつ個別に質問をしていきたい、こういうふうに思います。

そこで、お答えを願いたい、こう思います。

○勝見最高裁判所長官代理人 冒頭にお断り申し上げますが、鬼頭判事補本人につきまして事情聴取を相当時間の間行いましたが、彼の述べるところはいろいろ多岐にわたりますが、私どもとしては、本人の述べるところを論理的につなぎ合わせていきたいと思います。その点をあらかじめ御了承いただきたいと思います。

ただいまお尋ねのいつ、どこで読売の方にテープを持ち込んだかと、こういうお尋ねでございますが、実は、いつ、どこでという点につきましては、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 これは事務局長から後で聞くこともわかりませんが、まとめてお答え願いたいのですが、いま人事局長が言ったように、多岐にわたって、了解するのには困難なような話をちょっと聞くのですが、これは具体的に——だって裁判官でしよう。裁判官が説明するのにそんなにわからないようなことを言うはずはない、こう思うのですが、多岐にわたって、了解するのに何か十分な点が多々あるとか何とかいうのは、具体的にどういふことなんでしょうか。論理が合わないというのですか。矛盾がある、こういうふうなところも多々ある、こういう意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 連日にわたる新聞報道をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますが、記者会見の席上におきましても、その都度重要な中身を述べておるようでございます。したがって、私どもとしては、結論的に申し上げますと、記者会見で述べた以上の事実というものを結局把握できなかったわけでございます。

たとえて申し上げますと、昨日の毎日新聞の朝刊に報道されたような記者会見での発言等につきましては、あれほど具体的な形で私どもは聴取いたさなかったわけでございます。先ほど申し上げましたように、後からお尋ねがあるかと存じますが、全体的に非常に漠然としているということにならうかと存じます。

これも私どもから先に申し上げて失礼でございますが、昨日の裁判官会議におきまして、私ども調査いたしました結果をまとめて御報告申し上げますが、その報告の中身も、いわば概略的な報告にとどまっているような実情にございます。

○大竹委員長 稲葉委員の質問は、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 これは事務局長から後で聞くこともわかりませんが、まとめてお答え願いたいのですが、いま人事局長が言ったように、多岐にわたって、了解するのには困難なような話をちょっと聞くのですが、これは具体的に——だって裁判官でしよう。裁判官が説明するのにそんなにわからないようなことを言うはずはない、こう思うのですが、多岐にわたって、了解するのに何か十分な点が多々あるとか何とかいうのは、具体的にどういふことなんでしょうか。論理が合わないというのですか。矛盾がある、こういうふうなところも多々ある、こういう意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 連日にわたる新聞報道をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますが、記者会見の席上におきましても、その都度重要な中身を述べておるようでございます。したがって、私どもとしては、結論的に申し上げますと、記者会見で述べた以上の事実というものを結局把握できなかったわけでございます。

たとえて申し上げますと、昨日の毎日新聞の朝刊に報道されたような記者会見での発言等につきましては、あれほど具体的な形で私どもは聴取いたさなかったわけでございます。先ほど申し上げましたように、後からお尋ねがあるかと存じますが、全体的に非常に漠然としているということにならうかと存じます。

これも私どもから先に申し上げて失礼でございますが、昨日の裁判官会議におきまして、私ども調査いたしました結果をまとめて御報告申し上げますが、その報告の中身も、いわば概略的な報告にとどまっているような実情にございます。

○大竹委員長 稲葉委員の質問は、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 これは事務局長から後で聞くこともわかりませんが、まとめてお答え願いたいのですが、いま人事局長が言ったように、多岐にわたって、了解するのには困難なような話をちょっと聞くのですが、これは具体的に——だって裁判官でしよう。裁判官が説明するのにそんなにわからないようなことを言うはずはない、こう思うのですが、多岐にわたって、了解するのに何か十分な点が多々あるとか何とかいうのは、具体的にどういふことなんでしょうか。論理が合わないというのですか。矛盾がある、こういうふうなところも多々ある、こういう意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 連日にわたる新聞報道をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますが、記者会見の席上におきましても、その都度重要な中身を述べておるようでございます。したがって、私どもとしては、結論的に申し上げますと、記者会見で述べた以上の事実というものを結局把握できなかったわけでございます。

たとえて申し上げますと、昨日の毎日新聞の朝刊に報道されたような記者会見での発言等につきましては、あれほど具体的な形で私どもは聴取いたさなかったわけでございます。先ほど申し上げましたように、後からお尋ねがあるかと存じますが、全体的に非常に漠然としているということにならうかと存じます。

これも私どもから先に申し上げて失礼でございますが、昨日の裁判官会議におきまして、私ども調査いたしました結果をまとめて御報告申し上げますが、その報告の中身も、いわば概略的な報告にとどまっているような実情にございます。

○大竹委員長 稲葉委員の質問は、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 これは事務局長から後で聞くこともわかりませんが、まとめてお答え願いたいのですが、いま人事局長が言ったように、多岐にわたって、了解するのには困難なような話をちょっと聞くのですが、これは具体的に——だって裁判官でしよう。裁判官が説明するのにそんなにわからないようなことを言うはずはない、こう思うのですが、多岐にわたって、了解するのに何か十分な点が多々あるとか何とかいうのは、具体的にどういふことなんでしょうか。論理が合わないというのですか。矛盾がある、こういうふうなところも多々ある、こういう意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 連日にわたる新聞報道をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますが、記者会見の席上におきましても、その都度重要な中身を述べておるようでございます。したがって、私どもとしては、結論的に申し上げますと、記者会見で述べた以上の事実というものを結局把握できなかったわけでございます。

たとえて申し上げますと、昨日の毎日新聞の朝刊に報道されたような記者会見での発言等につきましては、あれほど具体的な形で私どもは聴取いたさなかったわけでございます。先ほど申し上げましたように、後からお尋ねがあるかと存じますが、全体的に非常に漠然としているということにならうかと存じます。

これも私どもから先に申し上げて失礼でございますが、昨日の裁判官会議におきまして、私ども調査いたしました結果をまとめて御報告申し上げますが、その報告の中身も、いわば概略的な報告にとどまっているような実情にございます。

○大竹委員長 稲葉委員の質問は、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 これは事務局長から後で聞くこともわかりませんが、まとめてお答え願いたいのですが、いま人事局長が言ったように、多岐にわたって、了解するのには困難なような話をちょっと聞くのですが、これは具体的に——だって裁判官でしよう。裁判官が説明するのにそんなにわからないようなことを言うはずはない、こう思うのですが、多岐にわたって、了解するのに何か十分な点が多々あるとか何とかいうのは、具体的にどういふことなんでしょうか。論理が合わないというのですか。矛盾がある、こういうふうなところも多々ある、こういう意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 連日にわたる新聞報道をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますが、記者会見の席上におきましても、その都度重要な中身を述べておるようでございます。したがって、私どもとしては、結論的に申し上げますと、記者会見で述べた以上の事実というものを結局把握できなかったわけでございます。

たとえて申し上げますと、昨日の毎日新聞の朝刊に報道されたような記者会見での発言等につきましては、あれほど具体的な形で私どもは聴取いたさなかったわけでございます。先ほど申し上げましたように、後からお尋ねがあるかと存じますが、全体的に非常に漠然としているということにならうかと存じます。

これも私どもから先に申し上げて失礼でございますが、昨日の裁判官会議におきまして、私ども調査いたしました結果をまとめて御報告申し上げますが、その報告の中身も、いわば概略的な報告にとどまっているような実情にございます。

○大竹委員長 稲葉委員の質問は、鬼頭判事補は、それは期日は忘れた、場所は

言えないということでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、テープをどういう動機から新聞社の方に持ち込んだというふうには御本人は言っておられるのでしょうか。そこはどうか言うんですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 問題になっております電話を録音したテープのあることをかねてから親しいある人から聞かされた。そのテープのさわりだけを聞かしてもらったけれども、その中身が非常に変わったことといえますが、重要なことといえますか、そういうことであつたので、これがかねてから知り合ひの読売の人に話をしたら、早速その中身を教えてほしいと言われた。そのようなことで、読売の人にそのテープを聞かせる気持ちになつた。これが彼のいわば動機というものでございませう。

○稲葉(誠)委員 聞かせるつもりになつたというのは、ちよつとそれだけでは余り単純過ぎてわからないのだですね。どういふふうな意図から、どういふ考えから聞かせるつもりになつたというふううに鬼頭判事補自身は言っているわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの動機の問題につきましては、私どもが事情を聴取した限りにおいては、先ほど申し上げた以上のものに出ておりません。

○稲葉(誠)委員 そうすると、大変失礼な言い方だけれども、それは一番大事なことだから、どういふ意図でそういうふうにいふ公表したかというところに、もう少し具体的な形、いろいろな角度から聞いていかなければいけないのじゃないでしょうか。ただ、どういふ気持ちで公表したか、こゝろ聞かれたところで、はっきりした答えは出てこないで、何らかの政治的な意図があるいはつながらというふうなものがあったというふうな常識的には考えられて——本人が電話をかけたかどうかはまた後の問題です。それを発表するそのこと自身に何らかの政治的な意図なりつながらというものがあつたのではないかというふうな最高裁当局としては考えて、その点を確かめなかつたのでしょうか。そこら辺のところはよくわかりませぬね。

○勝見最高裁判所長官代理者 まさに御指摘のとおりでございます。

ある行動につきまして私ども調べますに、その動機を調べないはずはございません。しかし問題は、私どももいたしましては、この事実を知りましてといひますか、調べる前に、私どもの持っているデータというのは、まさに読売の記事そのものが私どもの調査の出発点であつたわけでございます。

そして一方、問題のテープの内容につきましては、私ども当然のことでございますが、読売の報道以上にももちろん認識はございません。ところが、本人は、そのテープの内容についてはそう詳しくは覚えていない、こういうふうな答えでございました。私どももいたしましては、テープの内容を確知し得ないわけでございますので、動機と言へば当然内容に絡むわけでございますから、どういふ私どもの聞き方が、あるいは客観的に手ぬるいといひますか、甘いといひますか、そういう御批判がおりかと存じますけれども、何せこちらはテープの内容がわからない、相手はテープの内容についてよく覚えておられぬ、こういうようなことで、その動機の問題につきましては、いふんとたまたまわけでございますが、結局、先ほど申し上げた程度以上には出なかつた次第でございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、最高裁としてはそれで満足しているの。それだけの質問、答弁で満足しているのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 事の自明を明らかにする立場にあります私どももいたしましては、当然満足しているわけではございません。

○稲葉(誠)委員 そうすると、いま読売の記事のことが出ましたね。読売の記事で、三木さんとの間で一問一答がありますね。これについて一つ一つ、これは事実かどうかというのを確かめていくわけでしょう。それまでの調べをしないといふと調べるとしてはきつめて不十分だ、こう思うの

ですが、まあ検事の取り調べじゃないから、そこら辺のところはなかなかむずかしいかも知れませんが、せうけれども、この記事のどの点を本人が認めて、どの点を本人は否定したということになるわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの記事の内容とおっしゃるのには、テープのいわゆる電話のやりとりの内容かと存じますが、先ほどから申し上げておりますように、本人はそのテープの内容についてはよく覚えていないということでございます。

○稲葉(誠)委員 いや、よく覚えていないと言つたところで、テープの内容は新聞に出てくるんだから、一つ一つこれは事実か、覚えていないか覚えていないか確かめたのですか。概括的にただ覚えていないと言つて、それで終わりになつてしまつてゐるの。それは被疑者や何か調べるわけじゃないから、多少その点は、同じ仲間だし、むずかしい点があるかとも思ひますけれども、一つ一つ事実関係を当たつていかなければ調べにならないのじゃないですか。どうなの、これ。

○勝見最高裁判所長官代理者 おっしゃるとおりであると思ひます。その御批判は、先ほどから申し上げておりますように、お受けいたしますけれども、現実にはその内容についての問答は、結局はよくは知らないといふことでございませう。したがして、先ほど申し上げましたように、読売に報道された内容、特に昨日の朝の毎日新聞に出された内容等につきましては、私どもは結局は全然聴取できなかったわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、そうすると、この鬼頭判事補は、自分か三木総理に検事総長だと言つて電話をしたといふことを、最終的にはどういふか、最高裁の事情聴取では認めたのですか、認めなかつたのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 鬼頭判事補は、三木総理にそのような電話をしてはいないといふこととてございませう。

○稲葉(誠)委員 そうすると、これは報道の伝えるところによると、鬼頭さんの言うことは再三変わつておるようですね。自分の方から重大な情報がある、ぜひ記事にしてほしいといふふうな記者に持ちかけたといふ点については、当然あなたの方で聞かれておると思うのですが、この事実はどうなんですか。日時は忘れたけれども、場所は何とかか言つておりましたけれども、自分の方から持ちかけたんだといふことですね、重大な情報がある、ぜひ記事にしてほしいと持ちかけたといふことについては、どういふふうな認識をしてゐるわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 読売の方でテープの内容は御存じなかつたと思ひますので、当然鬼頭判事補の方からいふ御指摘の持ちかけた形になつたと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこで、いま言つたように、電話をかけたのは自分ではないといふので、最高裁での事情聴取の結論であつたわけですね。そうすると、あなたの方としては、その過程で「電話の相手は私だ。しかし、総理の違法な指揮権発動を証明するため、記事にする価値はある」といふふううに鬼頭さんは記者に主張したといふふううに報道されてゐるわけですね。そうすると、電話の相手は自分なんだ、こういうふううに認めたことが過去においてはあつたではないか、こういうことについては聞いたけれども、そういう事実はいふんない、こゝろいふに鬼頭判事補は言つたのですか、そこはどうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 当然のことです。聞いております。結論は自分ではないといふこととてございませうので、読売にそういうことを言つたことはいないといふことに相なるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 それは答えは違ふのじゃないですか。結論は自分ではないといふことと、電話の相手は自分だといふことを一応しやべつたけれども、いまになつて取り消したといふこととは答え

首をすゝるとかしないとかいふ話があつて——自首といふのもちよつと言葉が強過ぎると言へば強過ぎるのですが、そういう話があつて、ほかの人と

たということについてはあなたの方でお聞きになったことはありますか。

○勝見最高裁判所長官代理人 ただいま申し上げましたとおり、日曜日の読売の朝刊の記事につきまして逐一尋ねました。それに対する答えは、自分はそのような電話をしていないということでご

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたように、もう一度申し上げますが、日曜日の朝刊に読売の記事が出たわけでございます。本人からその読売の日曜日の朝刊の記事について……（稲葉誠委員「毎日じゃないの」と呼ぶ）違います。日曜日の朝刊の読売の記事について釈明します。

で、ぜひ聞きたいということで、いわば両者競合した形でのうの事情聴取を行ったような次第でございます。

○稲葉(誠)委員 わかりました。そうすると、その鬼頭判事補が二十四日の午後毎日新聞の記者と都内のホテル、ニューオータニですか、単独イ

ンタビユーに依じて、そのときに「田中起訴」指示の言葉 公表したかった、こういうふうについて、そういふふうに語ったのか語らないのか、これは非常に大きな問題ですから、そのことについてあなたの方としても、本人が出てきたときに当然動機にも関連することです、聞いたのだ、こう思うのですが、まずそういうふうなことを聞いたのか聞かなかったのか、それから、最後のときの時間はどの程度聞いたわけですか、それが一つと、それから、いま言った「田中起訴」指示の言葉 公表したかった」というふうなニュートンタビユーでの単独インタビューで毎日の記者に話をしておる。このことについてあなたの方としては聞いたのか聞かなかったのか、聞いたところがあるか、どう答えたのか、こういうふうに分けてお聞きしましょう。

○勝見最高裁判所長官代理者 述べてもらった時間は、きのうは約一時間でございます。それから、来てもらったいきさつが先ほど申し上げたとおりでございますので、当然その発言をしたかどうかについては聞いたわけでございます。私もどなたか聞いては、従来、テープの内容についてよく覚えてないとか何とか土曜日は言っていたわけなのに、毎日との記者会見できわめて重要な発言をしていくわけでございますから、当然そのことを聞くために呼んだわけでございます。当然聞きませんでした。それに対する答えはとも要領を得ませんで、はっきりとそういう言葉で毎日の記者に言ったかどうか。ただ毎日の記事に何かはしよりといいますが、省略があるというふうなことを言う程度でございます。

○稲葉(誠)委員 要領を得ないというのは、率直に言うと、鬼頭判事補という人は要領を得ない人らしいですね。言うたびに言うことが違うらしいのですが、要領を得ないというのはどうなんですか。この記事「田中起訴」指示の言葉 公表したかった」ということが一つ。「私は辞表を提出するが、三木さんも、国会で忘れた」と言わず

に、指揮権発動の「発言」の内容を明らかにすべきだ」と結んだ。こういうふうに出ていいますね。まず「田中起訴」指示の言葉 公表したかった」ということについては、言ったというのか言わなかったというのか、言ったか言わなかったか、それから、毎日新聞社の記者との会見でどのように言ったかということは、結局は確認できませんでした。

○勝見最高裁判所長官代理者 その部分については、全面的に言ったか言わなかったかはつきりしません。私もどなたか聞いては、従来、テープの内容についてよく覚えてないとか何とか土曜日は言っていたわけなのに、毎日との記者会見できわめて重要な発言をしていくわけでございますから、当然そのことを聞くために呼んだわけでございます。当然聞きませんでした。それに対する答えはとも要領を得ませんで、はっきりとそういう言葉で毎日の記者に言ったかどうか。ただ毎日の記事に何かはしよりといいますが、省略があるというふうなことを言う程度でございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、「私は辞表を提出するが、三木さんも、国会で忘れた」と言わずに、指揮権発動の「発言」の内容を明らかにすべきだ」と結んだ。こういうふうに出ていいますね。まず「田中起訴」指示の言葉 公表したかった」ということについては、言ったというのか言わなかったというのか、言ったか言わなかったか、それから、毎日新聞社の記者との会見でどのように言ったかということは、結局は確認できませんでした。

○稲葉(誠)委員 読売新聞が掲載したテープの内容は、三木さんに気がねして真実を伝えていない。こういうふうに出ていいますね。恐らくこれは

そういうふうに出たのだらう、こう思うのです。これは確かに重要な点が抜けているらしいというところも言われているのですが、これは法務大臣も関係してくるのです。あなたのことも出てくるのです。余り芳しくないことが出てくる。芳しくないという言葉は取り消しますが、出てきません。「三木さんに気がねして真実を伝えていない」ということについては、あなたの方で聞いたのか聞かなかったのか、それだけでいいです。聞かなかったとしたら、どういう理由で聞かなかったのですか。総理大臣のことだから聞きづらいのか。

○勝見最高裁判所長官代理者 何回も申し上げたように、私もどなたか聞いては、従来、テープの内容についてよく覚えてないとか何とか土曜日は言っていたわけなのに、毎日との記者会見できわめて重要な発言をしていくわけでございますから、当然そのことを聞くために呼んだわけでございます。当然聞きませんでした。それに対する答えはとも要領を得ませんで、はっきりとそういう言葉で毎日の記者に言ったかどうか。ただ毎日の記事に何かはしよりといいますが、省略があるというふうなことを言う程度でございます。

○稲葉(誠)委員 その中にテープの問題で、「テープを提供した人に返したが、その人が処分した」と言っている。テープを聞かせられないが、あの話は本当のところ、三木さんと私しか知らないんだ。こういうふうに出たのだらう、こう思うのです。これは確かに重要な点が抜けているらしいというところも言われているのですが、これは法務大臣も関係してくるのです。あなたのことも出てくるのです。余り芳しくないことが出てくる。芳しくないという言葉は取り消しますが、出てきません。「三木さんに気がねして真実を伝えていない」ということについては、あなたの方で聞いたのか聞かなかったのか、それだけでいいです。聞かなかったとしたら、どういう理由で聞かなかったのですか。総理大臣のことだから聞きづらいのか。

○稲葉(誠)委員 読売新聞が掲載したテープの内容は、三木さんに気がねして真実を伝えていない。こういうふうに出ていいますね。恐らくこれは

だ。こう言っているのが出ていますが、これは非常に重要ですね。これはどこから調査が出發したかは別として、あの話は本当のところ、三木さんと私しか知らないんだ。というところも出てくる。余り芳しくないことが出てくる。芳しくないという言葉は取り消しますが、出てきません。「三木さんに気がねして真実を伝えていない」ということについては、あなたの方で聞いたのか聞かなかったのか、それだけでいいです。聞かなかったとしたら、どういう理由で聞かなかったのですか。総理大臣のことだから聞きづらいのか。

○勝見最高裁判所長官代理者 もちろん聞きました。しかし、何せ鬼頭判事補が毎日の記者にこう言ったかどうか、記事はこうなっているが、実際にどう言ったかどうか、いわば間接的な形になるわけでございます。その点、きのうはわりと短時間で済ませましたが、なかなか時間を要したわけでありました。その前に土曜日の事情聴取の際には、彼の言っておられますことは、先ほど申し上げましたように、ある人からちょっと変わったところもいろいろテープがあるというふうに分かれておりました。その部分の部分を聞かされた、なるほどこれはおもしろい変わった話だなというところで、かねてから知り合いの読売の人と話した、こういうふうないきさつを彼は述べているわけでございます。先ほど御指摘の毎日の、テープの内容は自分と三木総理しか知らないということと矛盾するわけでございます。しかし基本的な彼の供述は、結局は土曜日に私もどなたか聞いては、従来、テープの内容についてよく覚えてないとか何とか土曜日は言っていたわけなのに、毎日との記者会見できわめて重要な発言をしていくわけでございますから、当然そのことを聞くために呼んだわけでございます。当然聞きませんでした。それに対する答えはとも要領を得ませんで、はっきりとそういう言葉で毎日の記者に言ったかどうか。ただ毎日の記事に何かはしよりといいますが、省略があるというふうなことを言う程度でございます。

○稲葉(誠)委員 私の聞いているのは、土曜日に答えたのと月曜日に答えたのと——月曜日の場合は

○稲葉(誠)委員 私の聞いているのは、土曜日に答えたのと月曜日に答えたのと——月曜日の場合は

は新しい資料が出てきているわけですから、時間的に一時間というのは非常に短い、こう思うのです。最初の日の九時間は長過ぎるかも知れないけれども、後の日の一時間は短過ぎる。これはちょっとおかしい。私が聞いているのは、「あの話は本当のところ、三木さんと私しか知らないんだ。」ということをやった、こういうふうに新聞記事に出てくるのですから、非常に重要なことである。そのことをあなたの方で聞いたのかどうかという事です。まずそのことだけははっきりあなたの方で答えてください。どうも答えがはっきりしない。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたように、聞きました。

○稲葉(誠)委員 そうすると、答えはイエスなんです。ノーなんです。あるいはイエスでもノーでもない、灰色なのかしらぬけれども、一体何なのですか。そこら辺のところわかりやすく答えてください。一番大事なところですよ。

○勝見最高裁判所長官代理者 毎日の記者にどう言っただかは結局は確認できませんでしたが、私も、私どもの前では、先ほど何回も申し上げましたように、テープの中身を知っている人というのは自分と三木総理以外にいないという前提で土曜日から話しているわけですので、結局は私どももいたしましては、彼の供述は先ほど申し上げたようないきさつであったというふうに御報告申し上げます。次第でございます。

○稲葉(誠)委員 いまのは答弁になっていないですね。これははなはだ失礼な言い方だけれども、答弁になっていない。私の聞いているのは「あの話は本当のところ、三木さんと私しか知らないんだ。」ということをやったと聞いただけで、このことについて、それは本当かどうか。こういうことを言ったか言わないか聞いたと言わない、言ったか言わないか、答えは。どうもあなたには矛盾があるという。だれが聞いても確かに矛盾があるのです。ちょっとくどいのですけれど

も、自分でもくどいということをわかっていて聞いているのですけれども、「あの話は本当のところ、三木さんと私しか知らないんだ。」ということに対して、どういう答えだったのですか。答弁がはっきりしないのですよ、イエスカノーかどうかです。

○勝見最高裁判所長官代理者 聞きましたけれども、結局はそういうふうに言っただけで言わなかったという事です。

○稲葉(誠)委員 そういふふうに言わなかったと言ったという事はどういうふうに言ったという事なんです。ここが非常にむずかしいところなんです。一番大事なところなんです。だから聞いていただく。

○勝見最高裁判所長官代理者 三木総理と自分だけであるというふうに言ったかどうかということについては、結局は何もそれに対する答えがなかったという事です。

○稲葉(誠)委員 それならそういうふうに答えてくださいよ、そうすれば聞いている人は大体話がわかるのだから。鬼頭という人は二人いるのですよ、テープを持ち込んだ人と電話をかけた人と二人いるわけですね。それが結局同一人物だということに推定があるいはないのじゃないですか。あるいはです、ぼくはわかりませんけれども、この問答を否定してないところから見ると、そういうふうに私には聞こえるのですが、これは判断の問題です。

○勝見最高裁判所長官代理者 松本明重氏との関係で、この人の交友関係についていろいろお聞きになりました。よくわかりませんが、松本明重というのです、日本民主同志会中央執行委員長、こういう人との接触があるということが事実かどうかという事について聞いたか聞かないか、これが一点。それから、公安調査庁に入りましたことがあるかという事が第二点。それから第三点は、何かよくアメリカに出張しているという事が言われているのですが、そういう事実があるのかないのか。この三点です。

係につきましては、全然面識もない。それから公安調査庁に対するいわば出入りということについても、そういうことはない。それからアメリカに出張したあるいは出張命令を受けたことはありません。

○稲葉(誠)委員 出張命令じゃなくて行ったことがあるかどうか聞いているのですが、そういうことを盛んに言われているものだから、大した問題じゃありませんけれども聞くのですよ。これはそれで後で一緒にして答えてください。

何か田中角榮さんの事務所へ鬼頭という人の名刺を持って、自分が行ったのかはかの人が行ったのか、あるいはこの人の名前をかたてたか、電話をしたのかよくわかりませんが、どうもそのときに、ある新聞社の人が電話に出ました。旅行の点でございますが、私どもの方では当然のことでございますが、外国に旅行するときには許可を申請をさせて許可という形をとっております。四十九年の十二月から一月にかけてドイツの方にいこうと、許可が出ております。それから、ことしの七月二十三日から八月九日まで間にドイツとアメリカという事で許可申請が出ておりました、それに対する許可がなされております。

それから、田中事務所の件ですが、新聞に報道されたのはたしか二件あったと思いますが、名刺を持って訪ねて行った件、この点については自分ではない。しかし、君の名刺という点についてはどうかというふうに聞きましたら、それは自分の名刺をだれかが、もしそういうことがあったとすれば、ほかの者が名刺をつくって自分の名をかたてて行ったんだらう、こういうようなことではなかった。

それからもう一つ、電話の件でございますが、その電話についても自分ではないというふうに言っております。

○稲葉(誠)委員 中曾根事務所へこれまた行ったとか電話したとかという説もあるんですが、この点については聞いたことがありませんか。これはないでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 中曾根事務所という名を特定した記事があったかどうか、ちょっと確認できませんが、たしか他の政治家のところにも出入りしているというような記事があったように思います。その点につきましても聞きました。が、そういうことはないということでございます。

○稲葉(誠)委員 いまの質問は、他の政治家の事務所というふうに訂正させていただきます。

そこで、最後の、これは後で同僚議員の方で質問されることだと思うのですが、網走の刑務所に行つたという事です。これは事実のようなんです。これはどういうプロセスで行つたわけですか。だれかの紹介で行つたんですか。このだれかの紹介というところがこれは問題らしいのです。これは大臣知っているの。うんと言っているけれども、あなた知つてゐるようなふりを見せるから。違ひの。どうですか、それは。

○勝見最高裁判所長官代理者 だれかの紹介でというお尋ねの趣旨が理解いたしかねますけれども、普通に行つてはだれも、第三者が普通に行つては見せてくれないという意味での紹介ということでありまして、最初に彼は刑務所の方に電話をしたそうでございます。それで、八王子支部民事三部の鬼頭であるが、戦前の治安立法について研究しているの、宮本氏に関する記録を見せてほしいというふうに電話したそうでございます。そのときの刑務所側の返答は、古いことで探してみなければわからないというような答えだったそうです。結局、返事のないまま八王子を立ちまして、札幌に着きまして、札幌から、丘珠空港から飛行機で行つたそうなんですが、丘珠空港で再度網走刑務所に電話をしたところ、所長が出てきて、記録はあった、しかし矯正局の了解をとってほしいというふうに言われた。そこで彼は矯正管区に電

話を、いわば口添えを頼んだ。それで、再度網走の方に電話したら、どうぞと言われたので、網走に出かけた。こういう供述でございます。

○稲葉(誠)委員 何か札幌に民事裁判があって、証人尋問なんかあつて行ったときに足を延ばしたというふうにもちょっと聞いたんですが、そうすると、そうじゃないのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 その点についても聞いたんですが、彼はいつ網走に行ったかはっきりした期日は覚えていなかったわけでございます。夏ごろということだったわけでございます。したがって、その事件の出張の足を延ばしてそこに行ったものかどうか、本人の口からは結局は供述は得られませんでした。私の方から、事件出張に行つて、その足を延ばしてその機会に行つたのではないかとこのように聞きましたら、そう言われればそうだったかもしれないというふうに答えておりました。

したがって、矯正局の方で調べたいとおもいますが、彼が網走刑務所に行つた日にちが確定できれば、私どもの方の出張命令と照らし合はせれば、いま御指摘のようなことであったかもしれない。

○稲葉(誠)委員 そこで、これは事務総長に最終的なまとめをいいますか、お聞きするわけですが、その本人の、鬼頭判事補の現在までのわかつた状況の中で、裁判官としての適格性について、事務総長なり事務総局としてはどういうふうに理解し、判断をしておられるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど来人事局長から御説明申し上げましたとおり、二回にわたり鬼頭判事補から事情聴取をいたしましたけれども、お聞きのとおり、私どもとしてもまだ十分に納得のできる事実の解明ができていないわけでございます。したがって、今後とも本人の事情聴取を含めましてあらゆる角度から十分な事実の究明をいたさなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

おります範囲でも、現職の裁判官が政治的活動という疑いを受けてもやむを得ないような行動をとりました、裁判官の中立性、適格性について国民の疑惑を招きましたことは、まことに遺憾なことでありまして、国民の皆様に対して深くおわび申し上げる次第でございます。

今後、いま申し上げましたとおり、事案の早急な解明に全力を尽くしますとともに、かような疑惑を招くことのないよう、裁判官全員に注意を喚起いたしました。裁判所に対する信頼の回復に努めたい、かように考える次第でございます。

○稲葉(誠)委員 それから、本人は辞任するようなことをほめかしているようなことがちよつと出ておりますがね。本人から恐らく辞任の申し出がある、こう思うのですが、その場合に最高裁判所ではどういうふうな態度をとるということになるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 本人が辞任するようないふふいふ言ひをするような報道もございまして、またさような口吻を漏らしたような報告も受けておりますけれども、いまだ正式に辞意の申し出と申しますか、辞表の提出というものはございしません。今後そういう場合には、最高裁判所としてこれをどう扱うか、事案の究明とあわせて慎重に検討したいと考えております。

○稲葉(誠)委員 法務大臣、これはよくがこの電話のやりとりを、新聞なんかに出ておるのを見た、それから参議院のロッキード委員会なんかで聞いていて、三木さんも軽率だと思ひます。検事総長からの話を一時間も聞くといいことはおかし

いのじゃないですか。仮に検事総長の布達さんからの電話だと言つたら、なぜ三木さんは断らないのですか。法務大臣から聞くのだからそんな電話を受けられないと言つて、法務大臣を通じて電話してくれというふうになぜ三木さんは言わなかったの、どうしようかね。あなたは一体その点をどういうふうに思ひますか。よくもあなた非常にその点不愉快に思ひつゝいるのじゃないかと思ひます。どうもそれはどうも言えないけれども、それはどう

うなんでしょうか。おかしいと思ひますよ。

○稲葉(誠)委員 それはどういふつもりですか。あ。どういふつもりですか、よく総理にお聞きください。

○稲葉(誠)委員 いやいや、あなたはどう思ひかというのですよ。本当なら法務大臣から行くのが筋でしょう。そう思ひないの。どうなんですか。

○稲葉(誠)委員 あんな、新聞に出ていふようなことは法務大臣から行くはずはないでしょう。筋じゃないでしょう。

○稲葉(誠)委員 いや、あの内容でなくて、いろいろな事件の報告とかなんとかということなら、法務大臣から報告するのが筋であつて、直接検事総長からいろいろ具体的なことについて総理に連絡するとかなんとかというのはおかしいではないでしょうか、こう言うのですよ。これはあなた

の報告は、もし重要だとすれば法務大臣にあるべきもので、検事総長が直接総理に電話などするわけがないのです。

○稲葉(誠)委員 わけはないけれども、そういうふうな電話に接待するものもおかしいと思ひます。これは別の機会に聞きますけれどもね、あなたもこれもおもしろくないだろうとよくは思ひます。あなたもこのことを言つていふのですよ、まだ三木さん変なことを言つていふのですよ。これ以上聞かせませんけれどもね、録音が事実とすれば、あなたの名前も出てくるところがあるのですよ、それはよくはこころでは聞かせませんけれども。

○稲葉(誠)委員 よく調査をするように厳命してあるということですか。いつごろどういふふうにしてあるのかというのをひとつお答え願ひたいのと、いままでのいろいろ私の質問を聞いてみて、これは率直に言う、いろいろの報道なり何なりというものと非常に食い違つておりますしね、これは法務大臣じゃないです、この鬼頭判事補の言うことが、真相が十分にわからないです。そして、なおかつこれは国民の司法に対する信頼を非常に損ねている。これを回復するためにも真相を明らかにしなければならぬ、こういふふうに私は考えます。だから、これは委員長、鬼頭判事補の当委員会における証人喚問を私の方でこころを求めたいとおきたい。後で理事会でお諮り願ひたい、こういうふうに考えております。

法務大臣は、いままでずっと聞いていてどういふふうにおもひました。

○稲葉(誠)委員 なかなかこれはめんどうなことになったが、しかし真相は明らかにしないとこれはいかぬと、わが国の司法に関する国民の信頼が失われるような状態になつていふと、こういふふうを感じまして、しっかりとやらなければいかぬ、こう思ひます。

○稲葉(誠)委員 じゃ、時間ですから、私の質問はこれで終わります。いまの証人喚問の件については、終わった後で理事会で十分取り計らつて、それが実現するようには願ひをいたしておきます。

○大竹委員長 諫山博君。

○諫山委員 最高裁の人事局長に質問します。鬼頭については何時頃から調査をされたのか、そして、だれが調査に当たつたのか、この点を説明してください。

○勝見最高裁判所長官代理者 土曜日の日には約七時間でございます。それから昨日は一時間でござ

ざいます。土曜日の日に調査に当たりましたのは、私と泉調査課長でございます。昨日は、前半ちょっと私所用がございまして、泉課長に当たらせまして、最後二十分間ぐらいは私も同席いたしました。

○諫山委員 裁判所というのは、真実を究明するのが一つの本来の職務みたいなところですが、鬼頭裁判官は正直に真実を述べているという感触ですか、それとも、うそを言ったり知っていることを隠しているという感触ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 いわば調査の段階でございまして、事件で申せば当事者本人尋問の第一回目を終ったというふうな段階でございす。先ほど稲葉委員に申し上げましたように、私どももいたしましては調査のスタートが新聞報道が前提でございまして、その報道自体も、私どももいたしましては、実際にあったのかどうかという点も——これは新聞社に対して大変失礼でございまして、仮に事実であったという前提でいろいろ聞いたわけでございす。その間の供述といえますか、述べ方は、先ほどもちよと申し上げましたように、いろいろありまして、結局私どももいたしましては真相をつかみ得なかったというのが正直なところでございます。ただし、このいわゆる事件のいきさつないし真相がどうであったかという心証と言われますと、まだまだ調査の段階でございすので、最高裁事務総局といまして、こういうものであったというふうなことはまだ申し上げかねるところでございす。

○諫山委員 にせ電話の問題から質問しますが、にせ電話の關係で、どうも明らかに供述を拒否しているという部分があるように思います。これは違うとか忘れたというのじゃなくして、この点は説明できせんという内容があるように思われるのですが、それはどういふ点でしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 電話事件で最も重要であります、だれが電話の主か、あるいはその電話、これは仮に謀略といたしますと、その工作をした人が多数人なのか単独なのかという点がまず問題だと思ひますが、その点については一切申し上げられせんということでございます。

○諫山委員 テープを渡した人について、新聞記者に対しては、フランクにお話しできる人だ、非常に信用のできる人からテープを受け取ったと、こうなっているのですが、最高裁ではそこまでは説明しておりますか。それとも、そういう説明も拒否していませんか。

○勝見最高裁判所長官代理者 その点につきましては、親しいある人からという趣旨だったと思ひます。

○諫山委員 その場合、たとえば飯守元裁判官との關係とか、何人か名前を指摘して、この人とは違ふのかという追及はされましたか。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいまの段階で、特定の方を私ここで聞いたかどうかという点についてお答えは遠慮していただきますが、私どもの調べの基本的な姿勢といたしましては、新聞報道にこういうふうな報道があるけれどもどうだという形で、その点についても尋ねた次第でございす。

○諫山委員 私は前回、飯守元裁判官などと非常に親しい、むしろ同志と言えような間柄だ、そして、飯守元裁判官がこの電話に關係している可能性が非常に強い、この点を調べていただきたいと要望したのですが、この点の調査はどうなつていますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 現在のところ調べておりません。この点に關して当の御本人が、朝日新聞だったと思ひますが、談話を發表しておられます。今後その方についてあるいは調査に御協力をお願いいたしかどうかにつきましては、現在のところまだ決めていないような状況でございす。

ただ、先ほど申し上げましたように、新聞報道を前提として聞きまして、その点について鬼頭判事補に対してその間の事情を聞いたわけでございますが、確かに前回も申し上げましたように、公的には鹿兒島の裁判所時代に二カ月弱御一緒にいたようですが、その他の点につきましては

は、ある程度の交際はあるという程度の答えだったわけでございます。

○諫山委員 まだ調査の途中のようですが、現在の時点で、鬼頭がテープを持ち歩いたという奇怪な行動はどういう目的によるものか、どういう動機に基づくものと見ていますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど稲葉委員に申し上げましたように、本人の供述をそのままお伝えしたわけでございますが、本心に動機がそうで、本人の供述以上に出ないということは、われわれ常識でも考えられないところでございす。が、先ほど申し上げましたように、ただいまの段階では、本人の供述は先ほど申し上げたような程度であつたわけでございます。

○諫山委員 次に、共産党の宮本顯治氏の身分帳その他に關する資料等と申しますか、持ち出しといひますか、この点について質問します。

現在、最高裁判所が掌握している事実は、簡単に言うとうとうとうと申すでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど一部御質問がございましたので申し上げましたが、私どもでいけば把握しました事実といたしましては、四十九年の夏網走刑務所に出かけたが、出かける三日前に前もって先ほど申し上げましたような電話をした。先ほど申し上げたような返事があつて、空港から電話があつて、矯正管区に口添えを待て、どうぞと言われて網走まで出かけた。網走では所長室で当該の記録を見せられた。席を會議室様なところに移して、ストロボ式の写真機で記録を写真にとつた。自分として関心のある部分のみを写真にした。帰る際、網走の駅でフィルムを巻き上げに失敗し、フィルムの一部をだめにした。そこで、写らなかつた部分についてゼロックスにとつて送られてくるように刑務所の方に頼んだ。数日後、課長からゼロックスがないという事で手書きの写しを送ってきた。事実としてはそのような事実でございす。

なお、当該書類を他に見せたり流したりは一切していないという事でございす。

○諫山委員 矯正管区のだれがどのような口添えをしたのでしょうか。どうぞということのようだったんですが、もっとそのところを具体的に説明してください。

○勝見最高裁判所長官代理者 管区のどの地位にある方については記憶がないということでございます。先ほどちょっとはしりましたが、どうぞという電話は、もう一回網走の方に電話したところ、どうぞと言われたので、網走へ飛行機で出かけた、こういう事でございす。

○諫山委員 法務省の方に質問します。

いまの点、いまの程度の詳しさと結構ですか、どういう事実を認識されたのか説明してください。

○石原政府委員 前回もお答え申し上げましたとおり、目下真相を究明すべく關係職員につきまして鋭意調査中でございます。本日も続行しているところでございす。したがしまして、詳細を申し上げますことにつきましては、いましばらくお待ち願ひたいと思ひます。

ただ、なおこれまでの調査によりますれば、先ほど裁判所の人事局長から御報告がありました点と、経緯につきまして、鬼頭判事補の言うところと相違している点がございす。

なお、先ほど人事局長の御答弁では、四十九年の夏ということではなかつたが、私どもの調べでは、七月の下旬ではなかつたか。その確定の日付につきましては、先ほどの御答弁を承りますと、裁判所でも必要というふうな御趣旨でございまして、確定次第裁判所にも御連絡申し上げますつもりでございす。

なお、果たして鬼頭判事補本人が網走に行ったのであるかどうか、この点につきましては私どもは調べました。と申しますのは、いろいろな新聞報道を拝見いたしますと、他にも關係者があるというふうな点がございすので、果たして本人であるかどうか、本人の名刺なり何かを持ってきたのではないかとこの点も含めて調べておりますが、現在までのところでは、鬼頭判事補が網走刑

務所に行ったのは間違いないようでございます。
以上だけ申し上げますが、あの点につきましては、いましばらく猶予をいただきますればできるだけ詳細な御報告を申し上げますと思っております。

○諫山委員 鬼頭判事補の説明と法務省の説明で違ふ点があると言われたのですが、どの点が違ひますか。

○石原政府委員 私どもの関係者は二人でございます。いままだ二人の間の供述あるいは記憶の喚起の仕方に相違がございます。したがって、確定的にここで申し上げるのはいましばらく差し控えていただきたいと思います。たとえばどこで電話をしたか、どういう趣旨で網走刑務所に行つて、どういう理由を述べて閲覧を求めたかという点につきまして、現在のところ、必ずしも鬼頭判事補の言つてのとおりではないというふうに私は考えております。

○諫山委員 最高裁の説明では、矯正管区に電話したところが、そこの方からどうぞという返事があつて、鬼頭裁判官は恐らくオーケーを得たものというところで現地に行つたとうかがわれるのですが、この点は法務省の調査はどうなつていますか。

○石原政府委員 鬼頭判事補が管区に電話したのは事実の模様であります。模様であるとして申し上げますのは、それを受けた——受けたといひますのは非常にむづかしいのですが、その鬼頭判事補本人から、管区におりました電話を受けた者が、まだ記憶を喚起したとおりとせん。ただ、その管区の方から電話を受けた方であつたことがあつたように思ふこととございまして、私の見たところでは、電話があつたことは事実であらう。その詳細につきましては、先ほど申し上げました日時の確定とともに、最初に鬼頭本人から電話を受けた者を調査しなければならぬと思つております。その者は現在東京以外の地に在動いたしておりますので、ただいま先ほど申し上げました二人の関係職員を調査いたしました後、できます

れば東京に呼びまして調査をしたい、かように思つておるところであります。

○諫山委員 法務省としては、程田所長それから南部庶務課長、この二人は鬼頭裁判官に書類を見せた、そして写真で写らなかつた分は手書きで写して鬼頭裁判官に渡した、このことを認めていただきますか。

○石原政府委員 ただいま御指摘の点も問題となる分の一つでございます。慎重に調べているところでございますが、ただいまもおつしやられたとおりの事実であるかどうかにつきましては、もう少し調べてみなければわからない点がございます。したがって、しばらく時間をいただきますという趣旨でございます。

なお、諫山委員も法律家であらせられますので申し上げますが、やはり、記憶がないという者に對しまして、片方の供述を中心にして事情聴取をすることは危険でございます。現在までのところは、双方から思ひ出す限りのことを言つてもらつて、その段階でございまして、それで、その思ひ出した結果が出ましたならば、両方の食い違い、あるいは矛盾点、あるいは日時の相違という点を詰めてまいりたい。なお、その段階で裁判所のお調べの結果等をも差し支えなければお教え願つて参考にしたしたい、かように思つておりますので、詳細について申し上げますことは、いましばらく差し控えていただきたいと思います。

○諫山委員 鬼頭裁判官については、私たちは早くから嫌疑を持つていました。そして、私自身がことしの三月ごろ、K裁判官というところで、網走刑務所、帯広刑務所に調査に行つたというところは法務省御承知のとおりです。そういう経過から見ましても、こういうことがあつたかなかつたかという説明なら理解できるのですが、記憶しないというのはどうしても理解できません。ぜひこの点は詰めて、事実を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、人事局長にもう一遍質問しますが、矯正管区に電話をして、どうぞという返事だから

網走刑務所まで行つたんだということだとすれば、それは、法務省側が記録を閲覧し謄写することと承諾したというふうに理解しているのですか。

○勝見最高裁判所長官代理人 本人の供述は、いま御指摘のとおりでございます。

○諫山委員 矯正局長、矯正管区でそんな権限があるかどうか。また、そういうことを上から言われたとして、現場の所長とか課長は、これは普通見せるのですか。どうでしょう。

○石原政府委員 今回の事件は、刑事コロンボの捜査のようでございます。本人が先に見たとおつしやられて、それを私も追いかけていたわけでありまして、しかも、自白の信憑性につきましては十分調べなければならぬという点は、諫山委員も十分御存じなところだろうと思ひます。したがって、先ほど申し上げましたように、私どもの調べでございますので、二人のうちのいずれかの供述が正しいという予断を抱かずに調べていると申し上げましたが、鬼頭判事補の供述につきましても、先に言つたからそれが正しいのだという前提はとらずに調べているのでござい

ます。したがって、御質問のところにつきまして、後に御報告申し上げます際に詳細に申し上げますが、先ほどの御本人の供述とはやや違ふ点が出てくるかと思ひます。

なお、管区が関与する点でございますが、これも鬼頭本人が行つたということから、管区が関与したのはおかしいということに相なるわけでございます。私どもが、いまは矯正局長でございますから、どこでも刑務所へ行きますれば迎えてくれますが、現に私自身、私事旅行で行きまして、網走は言うなれば観光刑務所みたいなところでございます。夏に非常に多くの方がおいでになるのでございまして、そのときに、直接行くよりも、やはり管区に口添えをしてもらうという点が非常に多いのでございまして、これは、率直に申し上げ

まして、国会議員の中にもそういう方がおありになつたのではないかと思つております。そういうわけで、ただいまの管区の口添えというものがどのような趣旨のものであつたか、鬼頭本人からどのように言われ、また、どのように理解してそれを網走刑務所に伝えたかという点は、私どもも重要視いたしております。ところで、詳細にかつ綿密に調査いたす予定でございますので、その結果が出ますまでお待ち願ひたいと思ひます。

○諫山委員 最高裁の方に、鬼頭裁判官が管区に電話したのは、訪ねていくからよろしくということだったので、記録を見せてもらいたいからよろしくということだったので、

○勝見最高裁判所長官代理人 訪ねるということではなくて、やはり当該自分の希望する記録を見せてほしいという趣旨だということに思ひます。

○諫山委員 矯正局長にもう一回。あなたは前回、戦後三十年の間に、宮本顯治氏の外に出ることができないはずの資料が、出る機会があつたかもしれない、可能性はあり得るという趣旨のことを言われているのですが、これは一般的、抽象的な可能性を言っているのですか。いつごろ漏れたらしいという何か具体的な根拠があつて、戦後三十年と言われたのですか。

○石原政府委員 一般的なことで申し上げます。

○諫山委員 宮本顯治氏の身分帳は、ことしの一月初めごろ法務省に引き揚げられていたと聞いています。現在は網走刑務所になくて法務省にあると聞いているのですが、いつごろどういふ動機で法務省に引き揚げたのでしょうか。

○石原政府委員 宮本委員長の釈放につきまして御質問があるということをお承知いたしました。そこで、ともかくにも三十年前のこととございまして、その間の事情はまず身分帳を見るほかはないであらうということで、ことしの一月の初め、私の記憶では一月の六日ごろではないかと思ひます。いわゆる御用始めの直後でございました。網走から送るようになりまして、二、三日後に到着いたし

たと記憶いたしております。

○諫山委員 この問題が国会で論議され始めたのは一月二十七日からですが、だからさういう申し出があったのですか。

○石原政府委員 民社党の方の御質問があるというふうに記憶いたしております。

○諫山委員 身分帳の一部と見られる診断書、それから執行停止に関するさまざまな資料が外部にずいぶん出ています。たとえば、民社党の春日委員長はふろしきいっぱい持っていると言われるし、文芸春秋の立花隆論文にも引用された。また、鬼頭裁判官の弁によれば、公明党も自分たちが手に入れることができないような資料を持っているらしいと語っているのですが、こういう点は、どういう経路でさういうふうに広まったのか、法務省としては調査しましたか。

○石原政府委員 法務大臣から、あらゆる背景その他につきましても綿密に調査せよという御命令を受けておりますので、ただいまお申し出の点も含めまして調査をいたしておりますが、いまだ結論は出るに至っておりません。

○諫山委員 この点は、とにかく外に出るべからざるものが現に出ている、こういう状況ですから、鬼頭裁判官あるいは刑務所側で聞くだけではなくて、現にこういう資料を持っていると称している人たちに直接当たっていただきたい。真相を究明していただきたい。そうでなければ、鬼頭が黙秘したり否認したりすれば真相は明らかにならないという結果になるのですが、法務大臣、ぜひさういうやり方で真相を究明してもらいたいと思います。どうでしょうか。

○稲葉國務大臣 身分帳なんというものが出回ってははなはだ困りますから、重大なことですから、こういう重大なことはあらゆる手段を尽くして真相を究明せい、おっしゃるようなことも必要でしょう、あらゆることをやって真相を究明しなければならぬ、さういうふうに思いますね。また、さういふふうに申しております。

○諫山委員 最高裁の事務総長に……。とにかく

く、いま言いましたように、宮本顯治氏の診断書なるものが出回って、単行本に引用されている、そして宮本顯治氏と日本共産党を中傷する材料に使われている、これは前回いろいろ説明したとおりです。そして、さういふのが漏れる一番具体的な可能性のあるのは、やはり鬼頭裁判官を通じてということですね。戦後三十年の間に漏れる可能性もあると言われたんですが、これは一般的なこととして言っているだけで、あのころ漏れたのだらうという根拠があつて言っているのじゃないというところのようですね。鬼頭裁判官から漏れたと推定するのが一番現実的なわけですね。最高裁判所としても、当然、鬼頭裁判官を監督する立場上、この点を鬼頭裁判官とか刑務所だけじゃなくて、資料を持っていると称している人に当たっていただきたい。たとえば立花隆あるいは松本明重あるいは民社党、公明党の人、この人たちは持っていると言っているのですから、どうして手に入れたのか、この点をぜひ明らかにしてもらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理者 鬼頭裁判官の手によつて写し取られましたものが万一外部に漏れたといたしますれば、それはゆゆしいことでございます。現在のところ本人は否認いたしておりますけれども、いまお話しのとおり、あらゆる方法をとつてその真相の究明に努力したい、かように考えております。

○諫山委員 最高裁の人事局長に……。宮城刑務所に電話したということが言われているんですが、これはさういふ目的だったんでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 その点につきましては、私も別にさういふような事実があつたことを知つておつて質問したわけではございませんが、彼の方から、実は袴田里見氏に関する書類を宮城刑務所に、先ほど申し上げたような形で、照会したということをおつておりました。

○諫山委員 法務大臣にちよつと質問します。とにかく、出るべからざる資料が刑務所の中から出てきた、そして鬼頭判事補が持ち出した一人

であることは間違いない、さういふことになりまして、さういふ出るべからざるものは法務省としては回収すべきだと思います。取り上げるべきだと思います。鬼頭裁判官その他これを持っていると称している人に当たつて回収するといふ措置を要望したいのですが、いかがですか。

○稲葉國務大臣 身分帳みたいな出るべからざるものがそのまゝ出ているとすれば、それはもちろん回収しなければならぬですね。しかし、そのの写しだとか何とかいふことでだれか持っている、あなたが持っていると言つたら、あなたよこそさういふわけにはちよつといかぬな。

○諫山委員 最高裁どうでしょう。鬼頭裁判官はとにかく違法に写してきたわけですよ。これはすでに現物ではないにしても、最高裁あるいは法務省が回収すべきだと思つたのですが、事務総長、さういふ措置はとれませんか。

○勝見最高裁判所長官代理者 鬼頭判事補の問題の資料の入手が違法であつたかどうかという問題については、私もとしてはまだ断定いたしかねます。本人の弁解によりますと、彼自身はいわば任意に写さしてもらつたんだといふような意識のようでございます。

○諫山委員 時間が来ましたがこれ以上深入りしませんが、これはとんでもないことで、いま人事局長の言つたとおりだとすれば、国家公務員法違反の共犯者といふふうに見るのが当然だと思つたのです。これは秘密漏洩の罪です。

○賀集政府委員 前回二十二日の当法務委員会でも御説明申し上げましたように、昨年度内閣総理

大臣と國務大臣は、全然といひますか、引き上げはなかつたわけでございます。それから判検事八号以上に当たります、行政職に对应させますと指定職のところは、最高三万円しか上がらなくて、その三万円しか上がらなかつた理由も民間の、どういひますか、役付手当をそれぞれカットしたといふような経緯から、引き上げが抑制されたわけでございます。さういふファクターがことしは除かれまして、仰せのとおり引き上げの幅が多くなつたわけでございますが、一昨年に比較いたしますと、引き上げ幅は先生のおっしゃる下の方も上の方もほとんど同じパーセンテージになつております。

○諫山委員 最後に、鬼頭裁判官の問題は今後引き続き徹底的に私たち真相を究明します。さらに、真相究明の手段として、私も、鬼頭裁判官とそれから程田前所長、それから南部前庶務課長、三名を証人としてぜひ呼んでいただきたいと思ひます。後で理事会で検討してください。

○大竹委員長 沖本君。

○沖本委員 まつす御質問しようと思つたのですが、ずいぶんいやなことを言われたので、資料を持っていろいろい、持っていると言つてるところというお言葉が出たので……。持っているか、持っていないか、御存じないはずなんです。公明党が資料を持っている、そんなことを言つたこともありませんし、持っている事実も確認していらつしやらないはずなんです。だから、あつかも持っているような言い方をなさるといふことは、私けしからぬと思つたのです。もうこれ以上

のことは申し上げません。

お伺ひいたしますが、最高裁の方と法務省の方とは当然きちつと機能が分かれていたわけですが、けれども、たまたまこの事件になりますと、同じ問題を両方でお調べになつたといふことになるわけですから、捜査の方針なりあるいは調査の内容なり、いろいろな点で両方とも競合するといふやうなことが起こつてくると思ひますけれども、さらに最高裁としては、鬼頭判事補を最高裁の方へ

お呼びになる、法務省の方としては、そのことで検察庁の方へお呼びになってお調べになるのかどうか、そういう点われわれ全然わからないわけですね。両方ともそういう点をお話し合いたさったり協議をなさりながら、両方が御一緒になさったりの調査を進めになる、捜査を進めになる、こういう方針なんですかどうなんでしょうか。その辺はいかがですか。

○稲葉國務大臣 鬼頭判事補という人は、裁判官の身分を持っておられるわけですから、それはやはり裁判所のことなんですね。ただ、網走刑務所の所へ行って、鬼頭裁判官が筆記していったとか、だれが筆記させたか、それはこちらの方の矯正職員ですから、矯正局長がみずから陣頭に立ってそちらは調査する、こういうことになるのかと私は思います。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいま私どもで調査いたしております趣旨は、あくまでも司法行政の一環として調査しているわけでございます。世上問題にされておりますように、網走刑務所の関係もにせ電話の関係も犯罪が成立するのではないかとというように言われておられるわけでございます。私ども調査した限りで、現在、その犯罪が成立するかどうかということについては、いまだに微妙な問題があるかというふうに考えておりますが、現在の段階では、あくまでも司法行政の一環として調べているわけです。

たとえば網走刑務所の問題にいたしましても、現在のところやはり行政レベルで、法務省の矯正局から、先ほど局長からお話がありましたように、行った日の確定があれば、その日に当該鬼頭判事補は裁判所の関係でどういう形で、まあいけば旅行に出かけたかどうかというようなことがわかるわけでございますので、その辺の御協力をいただくというふうに考えております。しかし、事これが刑事事件として検察当局の手に移ったような場合には、これはむしろ協力関係というより、すでに刑事事件として立件されれば、私どもとしてはいわば捜査機関に協力を求めるという形

はいかがかというふうに考えている次第でございます。

○沖本委員 いま法務大臣は、網走の問題に關してはという御発言があったわけですが、新聞記事によりますと、そのにせ電話の内容で、新聞記事によりますと、三木総理に指揮権が絡んでくるような内容のやりとりがあったようなこともちらちら出てきているわけですが、そういう点の中身については、法務省の方としては、どういう角度で調べているのか、調べないのか、その辺はどうなんですか。

○稲葉國務大臣 指揮権の発動が行われるわけはないですからね。それだからこそ指揮権の発動をするのではなからうかと疑われるような言動もあつてはいかぬというので、非常に言動を慎んで、最初から資料などもつと法務省を通り越して向こうへやっているとしよう、私も見ないので、それから総理もごらんにならない方がいいと言つて出発しているのですから、どんな電話が来ようと指揮権発動めいたような返事をするわけはないと私は思っております。

○沖本委員 ロッキード調査特別委員会でもまた当委員会でも大臣はお話しになっておられましたけれども、ロッキード調査特別委員会では、総理はそれを調べるように法務大臣に言った、こういうことをおっしゃっているわけですが、調べると言つたのは、にせ電話について調べるといふことであつて、いま大臣のお答えは、網走の刑務所についてはいちがやなんだ、こういうお答えなんです、その間の三木総理からどういう指示があったのか、それを当局ではどう受け取っておられるのかという点と、さらにその電話の内容について総理自身から事情をお聞きになるのかならないのか、または、そういう内容について最高裁の方もそういうお考えでいらっしゃるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○稲葉國務大臣 検事総長にせ電話事件というのは、やはり世上言われているように、何か総理を牽制したりする背後の関係でもあつてだれか

がたくらんでやつたのか、鬼頭判事補が本當にやつたのか、調べてみるという、おれはそんな電話はしないと言つておるそうだな。そういう事の真相は究明しなければ、これは重大なことですからね。前に総理から、変な電話が来るんだと言つたので、そんな電話は幾らでも来ますよと言つたことは私はあるのです。ですから、そんなに気になさぬでもいいんじゃないですかということとで、話の内容は私は全然承らないでそう言つたことを覚えてますね、その程度に。それでどういふことになりましたか、これは刑事局長、ほうつてはおけない、こんな新聞に出ていふようなことが行われたとすれば、これは国民にも誤解を与えるし、よく真相を調査しないよ、徹底的に調査しないよ、こういうふうな刑事局長を通じて検察の方へも言ひ、その私の意思は行つてると私は思ひます。

○沖本委員 そういふふうにおつしやつたのです、具体的にさっき大臣がおつしやつたのは、網走に關してだけだ、これは調べるけれども、身分を持つてゐる裁判官でもあるからというお答えもあつたわけですね。そうすると、その辺だけよけておいてほかの方をぐるりから調べていくのか。だけれども、問題が火を噴いたのはにせ電話から火を噴いたわけであつて、同時にまた、網走の方へ行つてそういう資料を入れたのも私自身だといふことを本人が言つてゐるわけだし、それは相當具體的問題が出てゐるというところになるわけですから、両方がちゃんと整つてくるわけなんですけれども、そういうことに関して、法務当局としてはどういふ形でこれを具體的に調べていくのか。その辺が、いま伺つた点では、やもやとしてゐるわけですね。

○稲葉國務大臣 網走の問題もこの問題も、徹底的に調査すべきものでね。それから、これが犯罪を構成するとなればどういふ犯罪になるのか、それは犯罪捜査当局が鋭意捜査しなければいかぬ。鋭意捜査する検察当局の捜査の方法は、どういふふうにするのかというこ

とを私にお伺ひになつても、それはあなた、そんなことを言つて逃げられてはかなわぬから、やはり捜査の方法というものは申し上げるわけにまいりませんね。

○沖本委員 では、最高裁の方に伺ひますけれども、もし鬼頭判事補が辞表をお出しになつて、そのまゝさつとおやめになつた場合は、どういふ事態が起つてくるのでしょうか。または、いまは事情聴取に応じておられますけれども、これから解明するんだという総長の御回答があつたわけですから、最高裁の方としてはどういふふうにおやりになるのか、その点だけお伺ひしたいと思ひます。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど事務総長から申し上げたところでございますが、現在鬼頭判事補本人は、記者会見におきましても、私どもの前におきましても、自分の出処進退については十分考へてゐるというのを言ひまして、辞意のあることをいひわけのめかしておつたわけでございますが、きょう現在、辞表が所屬の京都地方裁判所の所長のところに出たという報告は受けておりません。このやうな情勢でございますので、果たして、鬼頭判事補から土曜日の時点で辞表を出すのではないかとこのやうに思われるやうなことがございましてけれども、出るとすればいつごろ出るのか、現在のところ、ちよつとわかりかねてゐるところでございますが、事裁判官の出処進退のことでございますので、辞表が出たらどうするかということにつきましては十分慎重に検討するつもりでございますが、ここでこのやういふふうにするという答弁は差し控へさせていただきますと存じます。

○沖本委員 時間がありませんので、これは後の委員会ではいろいろお伺ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○大竹委員長 これにて質疑は終了いたしました

た。

○大竹委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改
正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改
正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大竹委員長 次回は、明二十七日午前十時理事
会、十時十分委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会

昭和五十一年十月三十日印刷

昭和五十一年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局